

三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

支援制度情報③ 三条市独自の企業向け支援策

新型コロナウイルスにより影響を受けた事業所の皆様が利用できる支援策をお知らせします。

給付金支給までの
つなぎ融資

①持続化給付金前借り支給

国の持続化給付金の支給要件に該当する事業者に対し、給付金の支給までの間、給付金相当額を上限とした前借り支給を、三条信用金庫及び三條信用組合の融資を通じて行います。(取扱期間：4月23日～12月30日)

【対象者】国の持続化給付金の支給要件に該当する事業者
(前年同月比の売上50%以上減)

【融資限度額】国の持続化給付金の支給上限額
※法人200万円、個人100万円

※持続化給付金の詳細は4月最終週に公表される予定です。

④家賃補助

家賃の1/4を補助

国の持続化給付金の支給要件に該当する事業者に対し、賃料の1/4を補助します。(上限10万円、対象期間4月1日～5月31日)

【対象者】持続化給付金の支給決定を受ける以下の事業者

ア 接客を伴う飲食業：全て

イ その他の事業者：従業員10人未満

②雇用調整助成金の上乗せ補助

従業員の
休業支援

③雇用調整助成金の申請費用の補助

・国の雇用調整助成金の支給要件に該当する事業者に対し、国の助成対象とならない部分(休業手当の1/10)を上乗せ補助します。

・雇用調整助成金の申請手続きを社労士に委託する場合の手数料を最大10万円補助。

⑤固定資産税相当額の補助

固定資産税の
補助

「④家賃補助」の対象となる事業者が所有する物件、又はその事業者が入居する店舗等の貸主のうち当該店舗の賃料の1/4以上を免除した貸主の貸出物件について対象期間の固定資産税相当額を補助します。(対象期間4月1日～5月31日)

⑥水道料金相当額の補助

水道料金の
補助

「④家賃補助」の対象となる事業者で、賃貸物件又は自身が所有する物件において事業を営む者に対し、当該物件の上下水道料金相当額を補助します。(対象期間4月1日～5月31日)

上記支援制度の申請窓口

お問い合わせ
申請はコチラ

上記の三条市独自の支援制度については、申請窓口が開設されております。

4月23日(木)～5月31日(日) 三条市厚生福祉会館(三条市旭町2-6-11)

6月1日(月)～12月30日(水) 三条市経済部商工課(三条市旭町2-3-1 三条市役所第二庁舎)

【お問い合わせ・申請先】三条市経済部商工課 TEL0256-34-5610

※本案内では情報過多にならないよう、要件等は一部簡略化して記載しております。

当所では、今般の新型コロナウイルスによる事業への影響など、経営に関するご相談窓口を設置しております。お困りごとがありましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

経営支援課 担当/鳥部・川上・須藤・小柳(誠) TEL 32-1311 FAX32-1310

最新の支援制度情報はコチラ <http://www.sanjo-cci.or.jp/kansensho>